

通学負担の緩和措置について

以下の区域から第八中学校の位置まで通学する場合に、距離(道のり)が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超えることが見込まれる。生徒への通学負担の緩和措置については、以下の対応が考えられる。

1 自由が丘二丁目・三丁目一部地域の通学負担の緩和措置について

(1)公共交通機関の交通費補助

鉄道及び路線バスの利用により、通学時間の短縮につながることから、公共交通機関の定期代の補助を行う。

(2)指定校変更制度による対応

第十中学校への通学により、通学負担の緩和が見込まれる場合は、第十中学校への入学を希望できることとする。

2 緑が丘三丁目一部地域の通学負担の緩和措置について

(1)公共交通機関の交通費補助

鉄道を利用した場合には、徒歩通学と比較すると、住所地や時間帯によっては、数分程度短縮される場合があり、また歩く距離は4割程度の縮減が見込める。

時間短縮の効果は限定的だが、歩く距離が縮減されることで一定の通学負担の緩和になることから、公共交通機関の定期代の補助を行う。

(2)車両による対応

マイクロバス、タクシー、ハイヤー(貸切乗用車)の利用、区が所有する車両の活用など利用人数に応じた対応を講じる。

(3)安全性に最大限配慮した自転車利用

通学時の安全確保が課題となるが、徒歩や公共交通機関と比べて通学時間が大幅に短縮される。

そのため、①自転車通学者向けの交通安全講習を定期的実施し、受講を義務付ける、②自転車用の通学路を設定し、通行経路を限定する、③電動自転車やヘルメット、雨合羽等を区から貸与し、通学時に限定して利用させるなどを条件として、自転車通学を認める。

※ 具体策の決定

対象となる生徒が最適な選択ができるよう、生徒数が一定程度把握できる時期（緩和措置を講じる前年度等）に対象家庭への意向を調査したうえで、緩和措置の具体策を決定することが適当だと考える。

3 今後の検討体制について

上記1、2の通学負担の緩和措置を基本(※)とし、具体的な緩和措置の内容・基準、安全対策については、令和5年度に通学に係る専門部会を設置して、検討を行っていく。部会の構成については、第6回(10月上旬)に協議予定。

※ 個別の事情により統合新校への通学が困難な場合には個々に対応する。

以 上